

令和 3 年 11 月 29 日（月曜日）

美里町議会全員協議会会議録

美里町議会全員協議会

令和3年11月29日（月曜日）

出席議員（16名）

1 番	吉 田 眞 悦 君	2 番	鈴 木 宏 通 君
3 番	村 松 秀 雄 君	4 番	吉 田 二 郎 君
5 番	平 吹 俊 雄 君	6 番	手 島 牧 世 君
7 番	佐 野 善 弘 君	8 番	藤 田 洋 一 君
9 番	山 岸 三 男 君	10 番	柳 田 政 喜 君
11 番	前 原 吉 宏 君	12 番	櫻 井 功 紀 君
13 番	福 田 淑 子 君	14 番	千 葉 一 男 君
15 番	我 妻 薫 君	16 番	大 橋 昭 太 郎 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	相 澤 清 一 君
副 町 長	須 田 政 好 君
総 務 課 長	佐 藤 俊 幸 君
企 画 財 政 課 長	佐 野 仁 君
企 画 財 政 課 課 長 補 佐	高 橋 憲 彦 君
ま ち づ く り 推 進 課 長	齋 藤 寿 君
ま ち づ く り 推 進 課 主 幹	後 藤 充 君
防 災 管 財 課 長	小 野 英 樹 君
町 民 生 活 課 長	菊 地 卓 昭 君
産 業 振 興 課 長	小 林 誠 樹 君
健 康 福 祉 課 長	菊 地 知 代 子 君
教 育 総 務 課 長	佐 藤 功 太 郎 君

南 郷 病 院 事 務 長

日 野 剛 君

議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長

今 野 正 祐 君

事務局次長兼議事調査係長

齊 藤 美 穂 君

議事日程

令和3年11月29日（月曜日） 午後3時21分開会

第1 開 会

第2 議長挨拶

第3 協議事項

1) 美里町過疎地域持続的発展計画（案）について

2) 大崎市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について

第4 その他

第5 閉 会

午後 3 時 2 1 分 開会

○議長（大橋昭太郎君） 11月会議、大変御苦労さまでございました。

引き続き、ただいまから全員協議会を開きます。

本日、町長からの説明及び意見を求める事項は2件です。スムーズに全員協議会が進められるよう、よろしくお願いします。

本日の全員協議会、全員出席です。

ただいまから会議を始めます。

まず最初に、町長から挨拶をお願いいたします。

○町長（相澤清一君） どうも先ほどは、議会大変御苦労さまでございました。お疲れのところ、また全員協議会を開催していただきまして、感謝を申し上げます。

本日は、議長のお取り計らいにより議会全員協議会を開催していただき、厚く御礼申し上げます。本日全員協議会で御説明申し上げますのは、1点目は美里町過疎地域持続的発展計画（案）について、2点目は大崎市との定住自立圏の形成に関する協定の変更についてであります。

初めに、1点目の美里町過疎地域持続的発展計画（案）について御説明申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が、令和3年4月1日に施行されたことに伴い、町内の南郷地域が一部過疎地域となりました。町といたしましては、特別措置法に基づく支援を可能な限り有効に活用することから、南郷地域における地域資源の発掘と活用による地域活力の向上、それらによる持続可能な地域社会の構築に取り組むため、美里町過疎地域持続的発展計画を策定することといたしました。本日は、この計画（案）の内容について御説明申し上げますのでございます。

詳細につきましては、後ほど企画財政課長から御説明申し上げます。

次に、2点目の大崎市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について御説明申し上げます。

美里町は、平成22年10月に定住自立圏の中心地である大崎市と定住自立圏の形成に関する協定を締結いたしました。大崎市は、本町を含めた定住自立圏を構成する大崎周辺4町との協議の下、大崎定住自立圏共生ビジョンを作成し、平成24年度から圏域の住民の生活に必要な各事業に連携・協力して取り組んでまいりました。

第2次大崎定住自立圏共生ビジョンは、ビジョンの計画期間が平成29年度から令和3年度までの5年間で、本年度が最終年度となります。このため、令和4年度を初年度とする第3次

大崎定住自立圏ビジョンを作成するに当たり、大崎市との定住自立圏の形成に関する協定を変更するものであります。本日は、その内容について御説明申し上げるものであります。

詳細につきましては、後ほどまちづくり推進課長から御説明申し上げます。

議員の皆様のご理解を賜り、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大橋昭太郎君） それでは早速、説明及び意見を求める事項１）美里町過疎地域持続的発展計画（案）についてに入ります。

それでは総務課長、お願いします。

○総務課長（佐藤俊幸君） 大変お世話になってございます。よろしくお願いいたします。

それでは、１点目でございます。美里町過疎地域持続的発展計画（案）についてでございますが、説明員の御紹介をいたします。

企画財政課課長の佐野でございます。

○企画財政課長（佐野 仁君） よろしくお願いします。

○総務課長（佐藤俊幸君） 企画財政課課長補佐の高橋でございます。

○企画財政課課長補佐（高橋憲彦君） 高橋です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐藤俊幸君） それでは、企画財政課のほうから御説明をいたします。

○議長（大橋昭太郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） それでは、美里町過疎地域持続的発展計画（案）につきまして御説明をさせていただきます。

最初に、概要につきまして御説明させていただきます。

令和３年３月末で期限を迎えた過疎地域自立促進特別措置法に代わる新たな過疎法である過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和３年４月１日に施行され、新たに本町の南郷地域が一部過疎地域となりました。この新過疎法では、引き続き過疎地域における持続可能な地域社会の形成、及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上の実現を目指しています。

町では、第２次美里町総合計画・美里町総合戦略を策定し、将来目標として将来像と目標人口を掲げ、その実現のために各種施策に取り組んでいますが、さらに新過疎法の適用によって得られる国の財政措置を活用することで、南郷地域が持続的に発展するための取組を推進するため、この美里町過疎地域持続的発展計画（案）を策定いたしましたので、本日議員皆様に御説明を申し上げるものでございます。

詳細につきましては、企画財政課課長補佐兼ねて政策係長の高橋から説明を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） 高橋補佐。

○企画財政課課長補佐（高橋憲彦君） 企画財政課の高橋です。よろしくお願いいたします。

私のほうから、美里町過疎地域持続的発展計画（案）の内容につきまして、ページに沿って要点のほうを説明させていただきます。座って説明させていただきます。

それでは、まず表紙を1枚めくっていただきますと、「はじめに」ということで、さきに5月の全員協議会でも若干説明させていただきましたが、先ほど課長からも話があったとおり新過疎法が令和3年4月1日に施行されたことに伴いまして、南郷地域が一部過疎地域というふうになったということ。その要件ですね、人口減少率等の要件について記載しております。また、本計画が国の財政支援を受けながら、南郷地域が持続的に発展するための取組を推進する上で必要な計画だということで、町が今後過疎対策として取り組む事業等をまとめたものとなっているということを、ここの「はじめに」というところで説明させていただいております。

次に、宮城県美里町という地図のイラストがございしますが、こちらのほうをめくっていただきますと、本計画の目次になっております。本計画は、大きな1番「基本的な事項」から、13番の「その他地域の持続的発展に関し必要な事項」というところまで、13項目で構成してございます。この計画の記載項目は、国から全国の過疎地域・過疎市町村で計画すべき市町村計画の参考例というものが示されてございまして、その例に従って作成したものでございます。

まず、大きい項目のこの「基本的な事項」につきましては、中項目として（1）の美里町の概況、（2）の人口及び産業の推移と動向、（3）美里町の行財政の状況、（4）の地域の持続的発展の基本方針、（5）地域の持続的発展のための基本目標、（6）計画の達成状況の評価に関する事項、（7）として計画期間、（8）の公共施設等総合管理計画との整合という構成で、大きな1番につきましては町の基本的な状況について説明をしているということになっております。

次の大きな2番目の「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」以降、13番目までについては、過疎地域を持つ町が過疎対策として取り組むべき事業の視点ごとに、全部で12の項目で記載しているというものになってございます。この大項目の下にあります中項目、（1）の現状と問題点、（2）のその対策、（3）の事業計画、これらの中項目につきましては第2次総合計画、こちらのほうで記載している内容、あとは5年間の実施計画、そちらのほうで掲載している事業から転記しているというような構造になってございます。ですので、記載項目のほとんどが、第2次総合計画の内容から転記されているというふうに御理解いただければと

思います。

それでは、1 ページ目をまず御覧いただきたいと思います。順次要点を説明させていただきます。

まず、大きな1 番目「基本的な事項」の（1）美里町の概況です。こちらのほうは、自然とか地理、あとは過疎の状況とかそういったものが記載されてございます。

ちょっと飛びまして4 ページ目の（2）でございます。人口及び産業の推移と動向というところ、こちらについても昭和35年の国勢調査の結果から平成27年の国勢調査の結果、そういったものが町内全域と南郷地域全域に渡った記録が記載されてございまして、5 ページ目には総合計画でも載せておりましたが2040年までの目標人口の推移、そういったものも記載してございます。

6 ページ目の（3）美里町の行財政の状況、これにつきましては表として記載してございますが、平成22年度、平成27年度、令和元年度の財政の主な数値のほうを記載してございます。

7 ページの下段になりますが、（4）番として地域の持続的発展の基本方針ということで、こちらのほう本計画の基本的な考え方として町の総合計画における将来像の実現のために掲げております目標人口、この達成については過疎計画においても人口減少の抑制、過疎対策と同じであると考えておりますということで述べさせていただいております。

これを踏まえまして、次の（5）に地域の持続的発展のための基本目標ということで、第2次総合計画に掲げております目標人口です。2040年に1万9,306人という目標人口がございしますが、こちらの間年でございますが令和7年度の推計人口を2万2,610人としておりますことから、今年度3月31日現在の南郷地域の人口が占める割合、これが22.1%でございましたが、この22.1%から令和7年度の目標人口を算出いたしますと、4,997人と南郷地域の人口の目標が出てくるということで、この4,997人を過疎計画の中の目標人口としてここに掲げているところでございます。本計画期間中は、社会的人口増加の指標となっております1年間における転入者数は、その年の転出者数を上回るというような目標を掲げて、各種施策に取り組むというふうにしておりますので、そういったことを行いながら目標人口の実現を目指します。

次に、9 ページでございます。（6）の計画の達成状況の評価に関する事項ということで、記載してございます。こちらにつきましては、毎年度末の住民基本台帳において南郷地域の人口を確認するということが必要になってくるというふうに考えております。また、後で説明させていただきますが、各分野別にも目標を設定してございまして、こちらに設定してございます目標につきましては総合計画の施策の成果で説明させていただいておりますK P I ですね、こち

らの数値と同じものを掲載してございますので、過疎計画においても同様に施策の成果で毎年度評価をしていくということになります。

(7) につきましては、計画期間ということで令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、こちらにつきましては県の過疎計画の基本方針に基づいて5年間というふうにさせていただきます。

(8) 番目の公共施設等総合管理計画との整合という部分でございますが、こちらにつきましては過疎計画においてもいわゆるハード整備ですね、そういったものを行う際には町で策定しております公共施設等総合管理計画等、これと整合性を図りながら実施していくということが基本的に求められておりますので、その旨を記載してございます。

続きまして大きな2番ということで、これ以降の項目につきましては過疎計画において町が取り組む12の項目を順次掲載してございます。その1つ目として、この「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」というものを、まずもって第1項目として挙げているものでございます。

(1) の現状と問題点につきましては、その次の(2)のその対策につきましては総合計画に記載してありますいわゆる「移住・定住・地域間交流の促進」に関わる項目を順次記載してございます。(2)のその他の下の部分に四角く表のようになっておりますが、分野別目標というものが記載してございます。これが、総合計画の各種施策の指標(KPI)を設定しているものと同じでございます。この「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」の項目に関しては、総人口に占める生産年齢人口の割合というものをこちらのほうに設定させていただいております。令和2年度については50.4%になっておりますが、令和7年度、5年後には人口減少は見込めるものの、その生産年齢人口の割合を49.6%にとどめるというような目標を設定させていただいております。

続きまして11ページ、大きな3番「産業の振興」でございます。こちらのほうかなりボリュームがございまして、先ほどと同じく(1)現状と問題点から(2)のその対策、(3)の事業計画等については総合計画と実施計画から抜粋して掲載しているというところでございまして、農業の振興とあとは商工業・観光物産等の振興と2つに分けて記載してございます。

ここで、18ページの下の方を御覧いただければと思うんですが、下のほうに(4)として産業振興促進事項という項目がございまして。こちらの産業振興促進区域及び振興すべき業種というような表記がございまして、こちらがこの産業の振興の項目にのみ記載されている項目でございまして、過疎地域に立地します事業者に対する国税の租税特別措置であったり、

あとは固定資産税とかの地方税、これらの特例を受けることができるという業種をこの計画書に記載するという必要がございます、こちらのほうに記載されているものでございます。これによりまして、令和8年の3月31日まで、計画期間の最後までということになりますけれども、それまで過疎地域に立地する事業所・事業者の皆さんは税の特例が受けられるということになります。

続きまして、大きな4番になります。「地域における情報化」ということで19ページに記載してございます。町といたしましては、南郷地域にかかわらず町内全域で例えば携帯電話とかインターネットサービスの利用など、複数の民間事業者がもう既に基本的な情報インフラの整備というのは終了している、進んでいるというような認識をしておりますけれども、現代社会においてやはりデジタル技術の発展というのは日進月歩、そのスピードは大変計り知れないものがございます。こういったことから、10月にはデジタル庁が発足しておりますけれども、デジタルトランスフォーメーションとかそういった世の流れに乗り遅れることのないよう、関係機関等の調整というのは今後も必要になってくるというふうに考えております。

また災害等の発生によって、インフラが一時的に使えなくなるというような状況が想定されるわけでございます。そういったときも早期の復旧というのが重要であるというふうに思っておりますので、こちらの分野別目標として携帯電話の不通エリア事案発生等がゼロ件というような目標を掲げております。

続いて20ページ、大きな5番目になります。「交通施設の整備、交通手段の確保」でございます。こちらについては、南郷地域のいわゆる道路橋りょう等の整備、あるいはデマンドタクシーとかあとは住民バス、そういった公共交通の手段、そういったものを確保していく、維持していくというような観点から総合計画のほうを抜粋させていただいて、記載しているということになっております。

続いて23ページですね、大きな6番目「生活環境の整備」ということでございます。こちらにつきましては、南郷地域の消防防災、あと衛生環境、あと町営住宅、そういった部分、生活環境の整備について記載している項目でございます。

25ページになりますと、大きな7番目ということで「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」ということでございまして、福祉部門の該当する部分をこちらのほうに記載してございます。

28ページを御覧いただきますと、(3)番の事業計画の一番上の段には、今年度実施しております南郷放課後児童クラブの施設整備事業というのをここに位置づけさせていただいてお

りまして、今年度この過疎債を充当させていただいてやる計画の1つをここに掲載してございます。

続きまして29ページ、大きな8番目ということで「医療の確保」でございます。地域医療を確保するというような目的で、町立南郷病院の経営状況の改善を図るという趣旨で、南郷病院の運営支援事業というものを計画してございます。

続いて30ページになりますが、大きな9番目「教育の振興」でございます。ここには、主に教育施設とスポーツ施設とコミュニティ施設等のインフラの整備、長寿命化、そういったものが記載してございます。

33ページになりますと、大きな10番目ということで「集落の整備」でございます。町といたしましては、行政区等を対象とした集会所の整備補助金であったり、あとはソフト事業として地域づくり支援事業補助金、こういったものを行いながら集落の整備というか集落の支援というか、そういった形で今までも事業を推進していたところでございます。引き続き南郷地域の地域づくりを、こういったものを続けていくことで支援していきたいということでございます。

34ページの大きな11番「地域文化の振興等」という項目でございます。南郷地域の伝統文化を保存するための取組として、引き続きそういった活動の支援をしていく。とりわけ、木間塚地区にございます十王山公園、こちらのほうは毎年地元住民が主体となって「桜まつり」などが開催されております。こちらの環境整備に取り組む予定としております。

続きまして35ページ、大きな12ということで「再生可能エネルギーの利用の推進」ということでございます。これまで町では、公共施設等二酸化炭素削減・エネルギー利用効率向上対策事業ということで、公共施設の太陽光パネルの設置であったり、二酸化炭素の削減の各種事業をやってきております。また、今年は施政方針でも「ゼロカーボンシティ宣言」というのを行っておりますので、今後の地球温暖化対策、あとは環境教育、そういったものに取り組みながら再生可能エネルギーの利用を推進していくというような姿勢で、こちらのほうに掲載してございます。

36ページ、最後になりますが13番目「その他地域の持続的発展に関し必要な事項」ということでございます。こちら最後の項目になりまして、その他というふうに記載してございますとおり現時点では具体的な事業にはなってございませんが地域おこし協力隊、こちらのほう先ほど議会の中でも御説明あったとおりそういったものを設置するということになりますので、そういったものを活用しながら町のPRイベントの開催であったり若者向けの定住促進事業、

そういったものを検討していきたいということでございまして、南郷地域活性化事業というようなものを今後取り組むというようなことで計画のほうに盛り込ませていただいております。

37ページ、それ以降につきましては事業計画として「過疎地域持続的発展特別事業分」というふうに記載した大きな表が何ページかにわたっておりますが、こちらにつきましてはただいま説明させていただいた計画の中でいわゆるソフト事業といわれる過疎地域持続的発展特別事業分というような名称がついた事業のみを再掲しているものでございます。これらのいわゆるソフト事業というものについては、過疎地域の持続的発展のために大きな影響、要は効果を及ぼすというような事業として特別巻末に掲載するようにというようなことで言われているものでございまして、ですので内容の御確認は後ほどしていただければというふうに思いますが、基本的には計画書の中に記載してあるもの、もう一度こちらのほうに同じものを提示しているというような形になってございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

この本計画の内容につきまして、現在宮城県と協議を行っております、同意をいただく予定というふうになっておりますので、その後12月の議会のほうに議案として提出させていただきますので、御審議をいただきたいというふうに思っているところでございます。

以上、美里町過疎地域持続的発展計画の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大橋昭太郎君） ただいま説明をいただきました。皆さんのほうから意見、質問等何かありませんか。手島議員。

○6番（手島牧世君） 手島です。何点かお聞きしたいと思います。

まずは全体としてなんですけれども、国からの財政支援等を有効活用しながら、総合計画に掲げる各種施策を着実に実施するということで、第2次総合計画・総合戦略とかそういったところを踏襲していく形とは分かるんですけれども、それを充実させるだけでは少し不十分かなと感じる点があり、例えば10ページその他の対策のところの中の「豊かな自然環境と交通の利便性を生かして住宅施策の実施、有効な生活環境づくり及び子育て環境づくり」というところ、例えばそういったところで要は「交通の利便性を生かして」というところで、今度は21ページにいくと交通の中の上から4つ目ですね。「J A東北本線云々」というところと、その下の「住民バス」の事業について、「デマンドタクシーの利用者」というところと重なりながら、その利便性というところでも、もう少し拡充していかなければ、南郷地域としてもっていかなければ動かないのではないかなと感じるのですが。

その辺を、今の美里全体での計画の中というところは分かるんですけれども、南郷地域の特

性としてそういったところを補填していくことはできるのかどうか。全体としていろいろな場面ですね、子育て支援であったり定住促進もそうなんですけれども、そういったところでもう少し広げることは可能なのかどうか、お伺いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） 高橋補佐。

○企画財政課課長補佐（高橋憲彦君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

そうですね、総合計画の策定については、令和２年度策定させていただいているところでございます。今回この過疎地域に指定されたというのが、先ほど来お話しさせていただいているとおり４月１日に新たに過疎地域になったということでございます。町といたしましては、やはりこれまで過疎地域というふうには認められていなかった。いわゆるそういった過疎地域であるという認識もあまりなかったということでございますが、年度を越えたら過疎地域になったということでございます。そういったことも踏まえながら総合計画というものはあって、総合計画では目標人口を目指して、人口減少の世の中ではございますけれどもそれを抑制しながら目標人口に到達しようというふうに動いていた。

ただ、過疎地域になったのは、今回この新たな新過疎法が施行されから過疎地域になったということでございます。４月１日を境にそういった状況になっているということから、町としてはやっぱり今後は過疎対策、南郷地域のこれ以上の人口減少を進めないように、できるだけ抑える。そのための過疎対策、これをどういうふうにしていくかというのを常に頭に置いて事業をしていかなきゃない。

そういった中で、総合計画の内容は御確認いただいたとおり、そういったものも含めて総合計画は読み取れるというか、そういったものも含めながらやっていかなきゃないというふうに読み取れるというふうに私は理解しておりまして、ですので今後新たな事業を組む際には今手島議員からお話しあったとおり若者向けの対策であったり、あとは公共交通の対策であったり、そういったものも利便性をもっと含めて検討していかなきゃないということでございます。そういったことを検討するに当たっては、やはりお金がかかりますので、そういったものにはできるだけ国の財政支援を活用しながらということをやっていかなきゃないというふうに思っておりますので今後、今現在の総合計画の計画期間の中でもそういった新たな事業を検討していくことは可能だというふうに思っております。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○６番（手島牧世君） ありがとうございます。

ではその検討の中に、例えば19ページですね、「地域における情報化」の中の（１）の中

にある「近年情報通信技術（ＩＣＴ）の飛躍的發展によって、産業、教育、保健」というところなんですけれども、特に農業地帯として農業に関してもＩＴ化というかが今進められているような国の動きがあるんですけれども、そういったものも今後検討の内容とかに入っていくようなあれですか。今のところは、「携帯電話の不通エリアの事案発生がゼロ件」という程度というところなんですけれども、それをもう活用するような場にもう少し広がってほしいと思うんですが、いかがなんでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 高橋補佐。

○企画財政課課長補佐（高橋憲彦君） そうですね。今お話あった19ページの記載につきましては、本当に例示しているだけでございます。お話あったように、スマート農業とかそういったものであったり、そういったものは総合計画でも今後見込めるというふうに思っておりますので、やはり世の流れに沿った形で対応していくというふうな考えでおります。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） 最後になります。

33ページ、10「集落の整備」というところなんですけれども、（3）の集落の整備というところで、先ほど「整備」と「支援」というお話があったんですが、集落の定義というか行政区という話もあったんですが、どのような形に考えられているのかお伺いします。

○議長（大橋昭太郎君） 高橋補佐。

○企画財政課課長補佐（高橋憲彦君） 集落のくくりとか、それは様々あるかと思います。本町といたしましては、今現在行政区長さんを配置している関係もございまして、基本的には行政区というくくりで考えてございます。ただ、やっぱり今現在も地域づくり支援事業の中でも複数の行政区が一緒になってやっている事業等もございまして、その事業の内容によってそのくくりというのは変わってくるかと思っておりますので、主には行政区というふうに考えてございます。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。吉田二郎議員。

○4番（吉田二郎君） じゃあ、お願いいたします。

分野ごとに事業計画出されていましてなんですけれども、財政はこれ全部過疎債で賄うことになってるのか、その辺お願いします。

○議長（大橋昭太郎君） 高橋補佐。

○企画財政課課長補佐（高橋憲彦君） 今回お示ししております過疎計画の中に記載している事業、これ全て過疎債を充てるというわけではなくて、過疎債を充てる事業というのはやはりこ

の計画の中にある事業の中から、その年度ごとに対象となるものをピックアップさせていただいて充てていくという形になります。

というのは、過疎債自体も国の財源の幅というのが毎年ございますので、それが県に割り当てられた上で県の中でも過疎市町村のほうに割り当てられるというようなものになっておりますので、やはり限度があるということもございますので、各町でそれぞれ過疎対策事業を各年度ごとの事業計画を策定するに当たって事前に県と協議を重ねながら決定していくということでございますので、全てということではございません。

○４番（吉田二郎君）　ありがとうございます。そうすると、事業の頭に「過疎地域特別発展事業」とかっていろいろ「過疎」なんて書いても、全て過疎債ではないということですね、予算はね。

あと、地域の皆さんにアンケートを取ったと思うんですけども、それは地域に反映されているところというのはなかったんですか。それとも、どこかあるんですか。

○議長（大橋昭太郎君）　高橋補佐。

○企画財政課課長補佐（高橋憲彦君）　すみません、そのあたりの説明が不足しておりましたが、今回は事前にアンケートというお話をさせていただきましたが、実際は南郷地域の行政区長さんを個別に５つか６つのグループに分けさせていただいて、それぞれ行政区長さん方と直接お話をするような形で意見交換をさせていただきました。

その際に、アンケートのような調査票に記入していただきながら、お話を聞くというような形を取らせていただきました。その際にお話しいただいたものといましては、やはり今現在行政区でもいろいろな活動をしていただいているわけですが、その活動に参加していただく方が少なくなっているというような、やはり人材不足というか担い手不足というか、なおさらあと行政区長の後任の人を探すのも大変になっているとか、そういったところが特に強く懸念されているというようなことは伺うことができました。あと最近増えてきておりますが、地域に空き家等そういったものが増えてきているというようなこと、あとはそういったところを今後どうしていくかというふうになったときに、やはり若い人がいなくなっているのです、若い人が住み続けられるようなそういった対策事業をしていただきたいというようなお話がございました。

ですので、先ほどお話しさせていただいた計画の中に、そういった点は盛り込まれているというふうに私のほうでは思っております。

○４番（吉田二郎君）　ありがとうございます。

あと1つ、21ページの表の一番下に、市町村道（道路）とあり、その事業内容に「補給あと線道路改良工事」とあるんですけれども、この「補給あと線」って大体どの辺の地区のことを言っているんだか。

○議長（大橋昭太郎君） 高橋補佐。

○企画財政課課長補佐（高橋憲彦君） すみません。担当課は建設課なんですけれども、ちょっとそこまで把握していなかったものですから、今ちょっとお答えできません。

○4番（吉田二郎君） じゃあ、いいです。ありがとうございます。

○議長（大橋昭太郎君） 吉田議員。

○1番（吉田眞悦君） ちょっと全体的にお聞かせ願いたいと思うんですけれども、今の前段の同僚議員さんのお話にも出ていましたけれども、区長さん方との話合いのときには「盛り込まれて、この中に入っています」ということのように思いますが、これは基本的な考え方ですね、計画。そして、これに今後いろいろな事業計画、実施計画等で年次、進めていくということになるということの解釈でよろしいんですね。

○議長（大橋昭太郎君） 高橋補佐。

○企画財政課課長補佐（高橋憲彦君） 今吉田議員さんおっしゃったとおり、こちら過疎対策としての基本的な方針がまとまっているということでございまして、中に事業計画というふうにも記載してございますけれども、その事業計画の中、いわゆる総合計画でも実施計画というのがありますが、その実施計画の中でこの過疎対策事業というものも頭に入れながらやっていくというようなものでございますので。

あと、もし万が一この過疎計画の中に含まれない事業が今後想定できた場合には、その都度この過疎計画を一部改正とかというような手続も取ることは可能ですので、5年間については一応これでやっていくということでの計画になってございます。

○1番（吉田眞悦君） あくまで過疎計画の部分について、当然その自治体の総合計画をベースにしなくちゃいけない。ですから、その総合計画をまるきり無視したり、逸脱したような事業を組むというわけにはいかないと。ただその基本的な総合計画、美里町は令和2年からまた新たにということなんですけれども、それをベースにしてじゃあ南郷地域の分はそれにもう少し肉付けをしながら「こういうことをしていく」という、それが過疎計画だと思うんです。

ただ見た感じ、結局総合計画の羅列なんですね。どこを見てもだったんで、それで逆にお聞きしますけれども、「今回の基本的な考え方です」と言われればそれで終わりなんですけれども、この発展計画で総合計画に肉付けした部分というのはどこどこに入っています。なかなか難し

かったんで、私も全部見ました。だけれども、ちょっとほとんど総合計画だろうというふうには受け止められなかったのね。だから、ちょっとどこがこの過疎に特化した部分で、総合計画にプラス肉付けした部分というのがどこなんだろうなと。1か所でも2か所でも結構ですから、ちょっと教えていただきたい。

○議長（大橋昭太郎君） 高橋補佐。

○企画財政課課長補佐（高橋憲彦君） 今お話あったとおり、ほとんどが総合計画からの抜粋ということでございます。追加した部分というところでお話しさせていただきますと、実は先ほど手島議員から御指摘いただきましたが、19ページですね。地域における情報化という部分でございますが、こちらについては実はほとんど総合計画には記載してございませんでした。というのは、ここにも書いてあるとおりいわゆるインターネット・携帯電話、両方ともなんですが民間事業者の方々がほとんど整備されている部分で、今の町全体がそういった状況になっているというようなことがございましたので、総合計画には実はあまりこの部分は記載されていなかったと。

ただ、やはりこちらで今回記載しておりますとおり、デジタル化というか情報化の推進というのがかなりのスピードで、今後進んでいくんじゃないかというふうに想定されます。その部分について、万が一民間事業者の整備だけでは足りないというような事態になった場合には、それこそ過疎債を利用したりしながら町でも推進していくというようなことも必要になってくる可能性あります。ということも想定しながら、この項目については記載しております。ですので、そういったものが発生した、必要があるというような判断をさせていただいた際には、こういったところに対応していく必要があるということになります。

あと、最後のその他というところがございます。このその他の部分は、まさに過疎対策として取り組む必要がある場合には、36ページですね。13番の「その他地域の持続的発展に関し必要な事項」というふうなところでございますが、こちらについては町のPR事業であったり後継者対策イベント、そういったものが今後必要となるということが想定されましたので、こちらのほうに記載していると。

あと、「地域においてリーダーとなる人材を育て、地域の特色ある活動を継続・発展させていきます」、これについてはまさに先ほどお話ししたとおり、行政区長さんからの懸念として言われた地域のリーダーになり得る方の人材育成がやっぱり大事だよというようなことがありましたので、こちらに記載しております。

あとは、南郷地域への若者の移住や定住、そういったものを図るためには何をしていけばい

いか。もちろん若者向けの住宅を建設したり、そういったものが必要になる可能性もございますので、そういったことを継続して検討していきますよというような内容で記載しております。

○1番（吉田眞悦君） ありがとうございます。その他のこと、最後に聞こうと思ったけれども、今聞く前に説明受けましたけれども。

それで、情報格差の関係ね。前にも美里町になって、何年前だったかでしたけれども、光回線の関係も町で設置しましたよね、中埜と南郷地域はね。例えばだけれども、そういうようなことを含めながら、それぞれの時代対応に必要なものを、万が一この南郷地域が漏れたといったらちょっとうまくない言葉かもしれないけれども、該当というか民間でできないというときにはやはりそれは公的にやるというような考えで、情報化についてはきちっと対応していくということですよね、今言われているのはね。そうですね。

○議長（大橋昭太郎君） 高橋補佐。

○企画財政課課長補佐（高橋憲彦君） そうです。万が一民間事業者の整備だけでは足りないというような状況になれば、そういったことも考えなきゃないというふうに思っております。

○1番（吉田眞悦君） それで、次に期間の関係なんですけれども、一応これ指定期間は10年間ね。ただ、今回は前段の5年間ということで、残り4年しかないんだよね、結局は。それで、今後の予算編成作業はもうしているはずなんですけれども、来年度のね。少しずつそういうのに盛り込んだ考えを当然持っている、中身はいいですけれども、そういうような考えで予算編成を当然行っているということによろしいんですね。

○議長（大橋昭太郎君） 高橋補佐。

○企画財政課課長補佐（高橋憲彦君） そのとおりでございます。

○1番（吉田眞悦君） あと、もう1つ。

例えばその総合計画で、今までいろいろな分野において年次計画組んで予算配分してましたよね。だから、一番最後に言われたような若者の定住策なり何なりも含めて前倒しして、その期間内ですから、あくまでね。それに1年でも早く手をつけていくというようなことでの取組は当然していかなくちゃならないと思うんですね。それについても、きちっといろいろな施策の中で毎年度の考え方を進めていくということの確約というところとちょっとあれだけれども、考え方としてそのようにしていくということによろしいですね。

○議長（大橋昭太郎君） 高橋補佐。

○企画財政課課長補佐（高橋憲彦君） そうですね。全体的な調整は必要かと思いますが、前倒しすべきもの、そういったものがあればそういった考え方でやっていくということになるかと

思います。

○1番（吉田眞悦君） この起債、あくまでこれは全て国で100%認められるわけじゃないんですよね。ですから、かなり有利だということは有利なんだろうけれども、あくまで今後の財源状況からすると、当然大型事業も今控えています。今後も、いろいろな公共施設の管理計画でかなりの膨大な費用がかかっていくというのも、これぶら下がっているわけですよね。

ですからその中でこの10年間、10年間って延長になるかどうか先のことでですから分かりませんが、その中でまたプラスアルファというような起債ということになってくるわけですよね。そういった中での額の限度は示されているのだから、あと町でもどのように考えているんだか。最後、これだけでいいです。

○議長（大橋昭太郎君） 高橋補佐。

○企画財政課課長補佐（高橋憲彦君） 国のほうの予算としては毎年度、旧過疎法を含めこれまでの状況からすると、ある一定額が補償されているというか確保されているという事業でございますので、今回美里町は初めてということでその事業をさせていただくことになりますが、今後の推移を注視しながらその都度年度ごとに事業を組んでいくというふうな考えでございます。

10年間はこの法律が適用されるわけでございますので、美里町としては過疎対策事業を10年間やるということで今は取り組んでおりますが、もちろんその後継続されるとか、新たな過疎法がまたつくられるかどうか、その都度全国組織もございましてそういった活動を見ながら注視していかなきゃないというふうに思っております。

○議長（大橋昭太郎君） 前原議員。

○11番（前原吉宏君） まだ不確定なんですけれども、10年以内にはなると思われます南郷高校、跡地というのが出てくると思うんですね、10年以内に。それというのは、この中には当然入っていません。先ほどの中で、「変更になる部分と新しい部分が出てきます」と、そういう切り口の中で南郷高校の考え方、どういうふうに執行部としては捉えていくつもりでしょう。

○議長（大橋昭太郎君） 町長。

○町長（相澤清一君） 南郷高校のこれからの考え方については、令和8年かな、統合拠点校としてできますけれども、7年でしたか。すみませんでした、7年ですか。ですけれども、取りあえず鹿島台が本校として、そして今後は南郷高校をいかに有効に活用していただけるかということで、同窓会長さん、そして私と、そのような考え方の下に要望書を提出させていただきました。

そうした中で、やはり今南郷高校の特徴的な農業分野について、活用してほしいということをお願いしてまいりました。これは、まだ県でも方向性がしっかりと出ていませんので、松山高校の家政科だかあそこの活用もありますし、南郷高校は農業を特色としたものもありますし、鹿島台商業は商業を特徴的に、そのようなことで3つの分かれた拠点校で進めるというような全体の方向性は決まっていますけれども、まだしっかりと骨組みといいますか活用方法、臨時的な活用方法も当然決まっていますので、今後これから農業分野等を活用したことで学校を活用してほしいということをお願いしてまいりました。当然どのような方向が出ますか分かりませんが県にしっかりと、今度12月1日に村井知事も来ますので、そのとき改めて活用方法をしっかりと要望してまいりたいなと思っています。

当然そういうふうな流れの中で、農業を核とした活用方法もあるだろうし、民間活用も当然農業分野を活用したこともあるだろうし、またここは醸造科を新設してほしいというような要望も出しておりますので、そういう面で食品関係に類した企業が参入ということも当然あるんだろうと思っています。また別な形で、あそこの地域は全て企業誘致という県の考えもあると思いますので、その辺は流動的で今しっかりと方向性は出ていませんので、これには当然入ってきませんが、今後の推移を見て令和もすぐ近々ですからしっかりとその方向性は示していきたいなと、そのように思っております。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。千葉議員。

○14番（千葉一男君） この計画の立ち位置についてちょっとお伺いしたいんですけれども、美里町の計画としては総合計画があります。今のこの計画は、行政としては小牛田と南郷と分けて計画しているわけではないと思いますのでね、「ヒト・モノ・カネ」を公平にできるだけ住民に提供していこうというのが基本的な立場だと。

そういう意味で、この過疎計画は基本的にはこの現状も含めて総合計画の中にあるというふうに位置づけて、まずよろしいんでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 高橋補佐。

○企画財政課長補佐（高橋憲彦君） 議員おっしゃるとおり、この過疎計画につきましては総合計画の中の個別計画というような位置づけで、町のほうとしては思っております。

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） 続けて、「ヒト・モノ・カネ」を考えてまず提供するものが、過疎計画は基本的には財政支援を目的とした過疎救済ということで、これもよろしいんでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 高橋補佐。

○企画財政課課長補佐（高橋憲彦君） そのとおりだと認識しております。

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） そうすると基本的に10年先の長期計画ですから、単年度主義の中の10年ですから、先のことは分からないというのが実態だと思うんですけども、そうしますと財源の総数ね。総数の中に、この財政資源の過疎計画の事業がプラスになりますと。そうすると、従来よりも歳入を、基本的には増やすことができますということによろしいんですね。

○議長（大橋昭太郎君） 高橋補佐。

○企画財政課課長補佐（高橋憲彦君） そのとおりでございます。

○14番（千葉一男君） あと私は細かい制度については、計画ですからいろいろあるとは思いますが、やっぱり美里町としていかに「ヒト・モノ・カネ」を公平に住民に提供していくかという大原則は、誤解の出ないようにひとつお願いしたいというふうに思います。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。山岸議員。

○9番（山岸三男君） 今るる説明いただきまして、あと同僚議員からもいっぱい質問出たんですけども、私からも。

この計画は、先ほどの説明ですと大体美里町の総合計画、あるいは総合戦略がほとんどです。過疎地域については、ほんの一部が入っているんですということなんですけれども、この計画書をつくったのは企画財政課でつくったということなんですけれども、この事業を進めるに当たってはどういう、例えばそういう戦略室だとか、あるいはそういう職員のプロジェクトチームだとか、そういう協議をする組織を立ち上げてやるという考えはあるんでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 高橋補佐。

○企画財政課課長補佐（高橋憲彦君） 今現時点では、まだそういったところまでは想定しておりません。いわゆる総合計画の実施計画を担当している各課が、それぞれ各事業をする上で過疎対策もきちんと頭に入れながら各種事業を実施していくというようなこと。仮に今議員さんおっしゃったように、そういったプロジェクトチームを立ち上げながらやっていく新たな事業とか、そういったものが想定される時点では、そういったものも考えなきゃいけないというふうに思っております。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） 私は総務、産業、建設常任委員会です、空き地だとか空き家対策ということでの提案をずっとしていたんですけども、これらも今計画の中には私たちが提案した内容も全部含まれていると思うんですよ。総合計画・総合戦略、ある意味私が思ったのはこ

れはまず教科書であり参考書。それを本当に実践的にこれから、一応同僚議員も言うように計画書ですから、それをいかに進めていくか。計画どおりに進められるかどうかというのは、非常に難しい部分いっぱいあると思うんですけども。実効性を持った計画でないと、なかなか進めるにも進められないんじゃないかと思ったんですよ。

先ほど課長が言ったようにとにかく各課連携しないと、いつも「連携してやります」という話は聞くんですけども、今まで私たち思ったのはなかなか連携になっていないんじゃないかなと思ったりもよくするんですけどもね。そういう部分含めて、せっかくこれだけ立派な計画書・戦略あるわけですから、ぜひ実効性のあるような形で進めていただきたいと思いますと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 高橋補佐。

○企画財政課課長補佐（高橋憲彦君） 今回のこの過疎計画はもちろんなんですが、総合計画も含め町の事業としてきちんと推進していけるよう、企画財政課については政策部門でそういったところをきちんとやるということが仕事になっておりますので、今後はそういったところをきちんとやっていくというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） よろしいですね。（「はい」の声あり）

それでは、この件につきましては以上とさせていただきます。

暫時休憩します。説明の課長さん方がそろいましたら、再開したいと思います。

午後４時２４分 休憩

午後４時２７分 再開

○議長（大橋昭太郎君） 再開いたします。

続きまして、２）大崎市との定住自立圏の形成に関する協定の変更についてに入ります。総務課長、お願いします。

○総務課長（佐藤俊幸君） それでは、２点目でございます。大崎市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について、こちらの説明員の御紹介をさせていただきます。

まちづくり推進課課長の齋藤でございます。

○まちづくり推進課長（齋藤 寿君） 齋藤です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐藤俊幸君） まちづくり推進課主幹の後藤でございます。

○まちづくり推進課主幹（後藤 充君） 後藤です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐藤俊幸君） 企画財政課課長の佐野でございます。

- 企画財政課長（佐野 仁君） 佐野です。よろしくお願いいたします。
- 総務課長（佐藤俊幸君） 防災管財課課長の小野でございます。
- 防災管財課長（小野英樹君） 小野です。よろしくお願いいたします。
- 総務課長（佐藤俊幸君） 町民生活課課長の菊地でございます。
- 町民生活課長（菊地卓昭君） 菊地です。よろしくお願いいたします。
- 総務課長（佐藤俊幸君） 産業振興課課長の小林でございます。
- 産業振興課長（小林誠樹君） 小林です。よろしくお願いいたします。
- 総務課長（佐藤俊幸君） 健康福祉課課長の菊地でございます。
- 健康福祉課長（菊地知代子君） 菊地です。よろしくお願いいたします。
- 総務課長（佐藤俊幸君） 教育総務課課長の佐藤でございます。
- 教育総務課長（佐藤功太郎君） 佐藤です。よろしくお願いいたします。
- 総務課長（佐藤俊幸君） 町立南郷病院事務長の日野でございます。
- 南郷病院事務長（日野 剛君） 日野です。よろしくお願いいたします。
- 総務課長（佐藤俊幸君） それでは、ここからまちづくり推進課のほうから御説明をいたします。
- 議長（大橋昭太郎君） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（齋藤 寿君） それでは、大崎市との定住自立圏の形成に関する協定の変更につきまして、御説明させていただきます。

資料1を御覧ください。この資料は、総務省のホームページに掲載されているものでございます。

定住自立圏構想の意義としては、地方の人口減少と少子高齢化が進行する中、中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより圏域全体として必要な生活機能等の生活基盤を確保し、地方圏における定住の受皿を形成することを目的としています。定住自立圏構想において、圏域に求められる役割としては、生活機能の強化・結びつきのネットワークの強化・圏域マネジメント能力の強化の3つとなります。

定住自立圏の形成に向けた手続については、中心市が中心市宣言を行い、定住自立圏を構成する近隣市町村と定住自立圏形成協定を締結することによりその効力を発揮するものでございます。協定の内容につきましては、それぞれの市町村の議会の議決が必要となります。議会の議決を得た上で、中心市と近隣市町村がそれぞれ1対1で協定を締結いたします。その協定の内容を具体化するために策定するのが、定住自立圏共生ビジョンとなります。定住自立圏に取

り組む市町村は、国から特別交付税や地方債などの支援が受けられます。

次に、資料の 2 を御覧ください。「大崎定住自立圏に関する経緯」です。

大崎圏域においては、消防や廃棄物処理、火葬場などを圏域 1 市 4 町が一部事務組合を設立し、共同で行ってきた経緯があります。また、通勤や通学を含めた生活・文化・経済圏域が大崎市を中心に形成されているということもあり、平成21年 6 月に大崎定住自立圏研究会を設立し、協議をスタートいたしました。それを受けまして平成22年 3 月大崎市が中心市宣言を行い、平成22年 9 月に定住自立圏の形成に関する協定について 1 市 4 町の議会で議決を得て、平成22年10月に大崎市と周辺 4 町がそれぞれ協定を締結しております。

締結した協定の具体的な取組を示す「定住自立圏共生ビジョン」の策定に当たりましては、民間や地域の関係者を構成員とする「共生ビジョン懇談会」を設置し、共生ビジョンに対する御意見や御提言をいただきながら、途中東日本大震災の影響により一時協議が中断いたしました。平成24年 3 月に共生ビジョンを策定し、公表しております。平成24年から平成28年までの 5 か年を、第 1 次共生ビジョンの計画期間とし、毎年共生ビジョン懇談会を開催しながら所要の変更を行い、事業を推進してまいりました。

さらに、継続的な圏域市・町の連携が必要であることから、平成28年12月に 1 市 4 町の議会で議決を得て、平成29年 1 月に協定書第 3 条に規定する別表の内容を変更する協定の締結を行い、平成29年度から令和 3 年度までの 5 年間を計画期間とした第 2 次協定ビジョンを策定して、現在取り組んでいるところでございます。

次に、2 ページ目を御覧ください。令和 3 年度が第 2 次共生ビジョンの最終年度でありますことから、今後も継続的に大崎圏域全体の活性化を図っていくため、定住自立圏の形成に関する協定の変更、及び令和 4 年度を初年度とする第 3 次ビジョンを策定するため、①のこれまでの経緯のとおり 3 回の 1 市 4 町の企画担当課長会議と、施策ごとの 1 市 4 町の担当課によるワーキング、そして推進会議と共生ビジョン懇談会を開催して協議を進めてまいりました。

資料の 3 ページを御覧ください。今後のスケジュールにつきましては、1 市 4 町とも議会 12 月会議で定住自立圏の形成に関する協定の変更について議案を提出させていただく予定でございます。議案の承認をいただきました後に、令和 4 年 1 月下旬に 1 市 4 町の首長出席による合同の調印式を開催し、共生ビジョン懇談会を経て 3 月下旬に第 3 次大崎定住自立圏共生ビジョンが公表される予定となっております。

次に、資料の 3 を御覧ください。平成29年 1 月26日に、変更の協定を締結いたしました現行の大崎市との美里町の定住自立圏の形成に関する協定書です。このときの変更内容は、第 3

条に規定する「連携する政策分野」及び「取組の内容」「役割分担」記載した別表の変更です。協定書の本文の内容については変更せず、初回の平成22年10月に締結した協定書本文と同様となっております。

次に、資料の4を御覧ください。こちらは、連携施策の見直しの結果でございます。連携して取り組む施策の項目については、全部で16項目あります。その中で、太字になっている部分について変更等がございます。また、それ以外の部分につきましても、取組の内容や表現の部分について一部修正などを行っているところでございます。詳しい中身については、資料6の新旧対照表のところで説明させていただきます。

次に、資料5を御覧いただきます。大崎市と美里町の定住自立圏の形成に関する協定書の変更（案）でございます。今回の変更内容も、前回と同様に第3条の規定する「連携する政策分野」及び「取組内容」「役割分担」を記載した別表の変更となります。協定書本文の内容については変更はありませんが、一部変更という形の協定書ではなく、全体を新たに締結し直す形で今回も進めることになります。

次に、資料6を御覧ください。変更する第3条関係の別表の新旧対照表です。左から改正案、現行の協定内容、検討結果を記載してございます。変更内容としては、全体的な文言修正や現在の社会情勢に合わせた内容への追加・削除などが主な内容となっております。変更箇所については、下線を引いてございます。

それでは、（１）生活機能の強化に係る政策分野のア「医療機能の充実」につきましてでございますが、今回の見直しでは継続して地域の医療を確保し、安定した医療体制を確立するためにはネットワークの確立が必要であることから、「医療機関の機能分担と連携によるネットワークの確立」を追記しております。また、甲である大崎市の役割に乙の4町と同様に「地域の一般医療・初期救急及び二次救急を担い、医療機関の機能分担と連携により地域の医療を確保する」を、同様に追記してございます。

次に、イの「産業振興」の観光物産振興の推進につきましては、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、首都圏や仙台圏での物販販売の機会が減少していることから、新たな手法として「インターネットなどを活用したPRや物販方法の取組」を追加しております。

次に、大崎地域の世界農業遺産への取組による地域振興についてです。第2次共生ビジョンの策定に伴う協議の際に、新規に追加した取組でございます。世界農業遺産の認定前であったことから、生活機能の強化に係る政策分野の中のその他に分類しておりましたが、平成29年に世界農業遺産の認定を受けましたことから、その他から農業振興に移動してございます。ま

た、取組内容・甲乙の役割についても、世界農業遺産の認定を受けたことから修正しております。

続きまして、ウの「教育」です。図書館機能とサービスの充実につきましては、圏域内の図書館の相互利用に取り組んでおりますが、連携市町ごとにサービスの内容に相違があります。さらに利用しやすく、学びの機会に使用できるようサービスの充実につなげる旨の文言を追記しております。

生涯学習の推進につきましては、宮城大学移動開放講座をはじめとする教室や講演会等において、圏域住民を対象として開催するもので、取組の方向性や内容には変更ございませんが、文言の統一を行って修正をしております。

続きまして、エの「施設利用」の公共施設の相互利用の推進でございます。取組の内容については変更はございませんが、役割の部分で現行では「利用加算を廃止し」といった文言を使っておりますが、現在圏域内で住民以外に利用料金の加算を条例で定めているのは大崎市の体育施設だけです。しかし、大崎市では規則で大崎圏域の4町を特例地域と定め、大崎地域の4町については加算を適用してございません。実際に加算を廃止しているわけではないことから、「利用料金を同額とする」という表現に修正しているところでございます。

続きまして、オの「消費生活」の法律相談の充実につきましては、取組そのものに大きな変更はございませんが、相談件数の増加や相談内容の複雑化により、より高度で専門的な対応を継続していくことが求められております。そのため、継続して多重債務等に関する消費生活法律相談を圏域内の住民を対象として開催するとともに、その次の項目であります消費生活の相談の充実については弁護士による研修を開催し、相談員の資質の向上を図る取組を行っていくため文言の整理を行っております。

続きまして、カの「地域防災」の地域防災力の充実強化については、災害時の相互連携について記載するとともに、文言の整理を行っております。現在までも、市町村境の災害や大規模災害時の対応について協力しながら行ってまいりましたが、近年自然災害が増加しており、大規模な水害や火災時を想定した市町村を越えた消防団の出動や物資支援などの相互支援体制をこれまで以上に強固にする必要があることから、相互応援の連携体制について追記しております。

キの「その他」については、これまで世界農業遺産の関連がございました。これは、先ほど説明したとおり農業振興に移動してあるため、削除されている形となっております。

次に、（２）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野のア地域公共交通についてです

が、地域公共交通の効率的な運行体系の確立につきましては、内容の変更はございませんが、文言の整理を行っているところでございます。

次に、イのＩＣＴ（情報通信技術）の電子申請サービスの活用については、行政手続のオンライン化に対応するため、既存のサービスを利用して利便性の向上を図るため、「システム」から「サービス」への文言を修正してございます。また、行政手続のオンライン化についてさらなる利便性を図るために、併せて文言の修正を行ってございます。

次に、電算システムの共同利用については、現行では１市４町での自治体クラウドの検討を行うこととしておりましたが、国の政策の中で基幹系システムについては標準化が推進されていることから、自治体クラウドにとどまらず標準化システムの導入を検討していく内容に修正しております。また、標準化を伴わない基幹系の業務については、これまでどおり共同利用の可能性も引き続き調査研究していくということから、併せて文言も修正してございます。

次に、ウの交流・移住の移住の促進につきましては、これまでと同様の内容で大きな変更はございませんが、文言の統一を図るため修正をしてございます。

次に、教育グリーンツーリズムにつきましては、世界農業遺産の認定を機に農泊の動きが出てまいりました。今年の９月５日には、新型コロナウイルス感染症の影響でオンラインでの開催となりましたが、全国農泊ネットワーク宮城大崎大会も開かれたところでございます。それに伴い農家民泊の視点を共同の事業に追加し、併せて世界農業遺産についても追記するものでございます。

次に、青年交流の推進につきましては、現在までに一定の成果がある事業でございます。こちらは、男女の出会いの場をつくっているものでございますが、これについて引き続き進めるということで大きな変更はございません。

次に、（３）地域マネジメント能力の強化に係る政策分野のア人材育成の圏域市町職員の育成についてですが、人事交流については平成27年度まで行っておりましたが、平成28年度から中止していたため、平成28年度に締結した現行の内容には人事交流の部分が現在入ってございません。しかしながら世界農業遺産の認定を機に、平成30年から人事交流を再開していることから、人事交流の取組を記載しております。また、地域の課題を自ら考え解決できる職員という目指す職員像を追加し、その育成のために相互に参加できる研修を行うことについても甲・乙の役割に記載しております。

それでは、続きまして最後になります。資料の7を御覧ください。こちらは、「第3次大崎定住自立圏共生ビジョン（案）」です。

資料2の今後のスケジュールのところでも説明させていただきましたが、この第3次の共生ビジョンについては協定変更の議案につきまして承認をいただき、協定書の調印式後に共生ビジョン懇談会を開きまして、令和4年3月に公表される予定となっております。

この共生ビジョンに記載されている事項につきましては、総務省が定めている定住自立圏構想推進要綱に定められてございます。また、共生ビジョンは中心市が策定することとなっておりますので、大崎市が策定をいたします。大崎市が共生ビジョンを策定する場合には、または変更する場合には近隣の大崎4町と協議を行い、その変更が決まりましてからその後協議後に大崎市が策定し公表するという流れとなっております。

なお、資料7の「第3次共生ビジョン（案）」については現時点のもので、中に年度別の事業費やKPIの目標値はまだ記載されておりませんし、今後も調整の段階で変更が出る箇所もございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） ありがとうございます。

この件に関しましては、12月会議に提案されるということでございますので、皆様からの意見や要望等様々なものは、12月会議でお出しいただくということによろしいですか。

（「はい」の声あり）せっかく課長さん方おいでになったんですが、1項目ずつやっていると7時には終わらないだろうと思いますので、よろしく。

それでは執行部の皆さん、御苦労さまでした。ありがとうございます。

総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） 先ほどの1点目の過疎地域持続的発展計画の中で御質問がありました道路の路線名の関係ですが、あちらの路線名で間違いはないということでございましたので、御報告させていただきます。

○議長（大橋昭太郎君） 執行部の皆さん、御苦労さまでした。ありがとうございます。

続きまして、その他に入ります。委員会条例等の改正について、村松議運委員長より説明をお願いいたします。

○3番（村松秀雄君） 簡単に説明します。座ってさせていただきます。

新しい任期が始まるということで、議員定数13名ということで、これは決定しておりました。それに基づいて、2枚目の委員会条例の変更をしなければいけないということで、議運のほうでもませていただきました。2ページ目につきましては、第3条の委員会の構成です。総務、産業、建設が改正案で7名、教育、民生が6名。4条の議運が、6人から5人ということ

で進めております。次の３ページにつきましては議会だより、これにつきましては現行どおりということで、案を出しております。

議運に戻りますと、６人が５人ということですが、今まで４ページ目、申合せ事項の中に122「各常任委員会の委員長及び委員２人」ということで３名にしておりましたけれども、これを「副議長」を確定で入れると。そのほか「各常任委員会の委員長及び委員１名」ということで、常任委員会からは２名掛ける２つですから４名、プラス副議長が入って５名ということにいたしたいというふうに思っております。これ、12月議会にかけたいと思いますので、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（大橋昭太郎君） 皆さんのほうから、何かございますでしょうか。（「ありません」の声あり）よろしいですか。

それから、先ほど前原議員から出ました南郷高校の関係ですけれども、町でも要望を出しているというようなことで、町長も議会のほうから出してもらいたいというようなことを言われてまして、議運のほうで協議をして、議運委員長のほうでまとめていただきまして、提案させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そのほか、皆さんのほうから何かございませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、これもちまして全員協議会を終了します。

副議長、お願ひいたします。

○副議長（我妻 薫君） 大変ボリュームの大きな内容だったんですが、12月会議のほうに委ねられたようでございます。

大分外も暗くなってきました。今日大分寒いんで、体には十分注意していただきたいと思いますが、以上で全員協議会を終わりたいと思います。

御苦労さまでした。

午後４時５３分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年11月29日

美里町議会議長